

はしがき

本書『民法総則』は、2017年8月に法律文化社から上梓した『民法入門』の続編に当たり、福岡大学法学部の1年次科目である「民法総則」のテキストとして執筆されたものです。前著と同じく多くの方に愛読され、活用されることを願うとともに、広く大学の講義・ゼミや公務員試験・資格試験受験のテキストとして使用していただければ幸いです。

周知のとおり、2017年5月26日に成立した民法（債権法）改正法は、同年6月2日に公布され、2020年4月1日に施行されることになりました。今回の民法改正は日常生活および企業活動に関係の深い「契約」に関する規定が対象となっていますが、第3編の「債権」編だけでなく、第1編の「総則」編も法律行為と時効の部分を中心に大幅な改正がなされています。本書はこの改正に対応した内容となっています（なお、2018年の通常国会で成年年齢を18歳に引き下げる旨の民法改正がなされましたが、施行されるのは2022年4月1日ですので、本書では現行規定に従って20歳を成年年齢として記述しています）。

民法総則はその名のとおり、民法典の通則すなわち共通規定を定めるものですが、「総則」イコール「入門」ではないことに注意しなければなりません。わが国の民法典はいわゆるパンデクテン方式という形式をとるものですが（その意味については『民法入門』第1章の説明をお読み下さい）、総則編の規定は様々な法的事象から民法典とくに財産法に共通するルールを抽出した極めて抽象度の高いものとなっています。したがって、条文を一読しただけでその意味を簡単に理解できるようなものではありません。

民法総則は、民法の学習において最初に学ぶことが多いと思われませんが、その難解さゆえにつまずく人も多いと聞きます。本書はこの難解な民法総則を分かりやすく解説するものです。伝統的なスタイルをとりながら、叙述にメリハリをつけ、複雑な制度については図表を活用するなどして読者の理解を助けるように努めています。なお、本書では民法総則以外の民法の各分野について言

及することがありますが、その場合は『民法入門』の該当部分を参照していただければ幸いです。

本書は前著と同様、福岡大学法学部に所属する民法科目担当教員が分担して執筆しましたが、新たに法学部スタッフに加わった下田大介氏にも執筆をお願いしました（各自の担当部分は巻末の執筆者紹介をご覧ください。なお、第2章の図表のうち「出生届」と「登記事項証明書」については、法務省および東京法務局のホームページから転載させていただきました）。

本書の刊行にあたり、『民法入門』に引き続き、企画段階から校正に至るまで、法律文化社編集部の小西英央さんにお世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

2018年9月

執筆者一同